

## 質疑応答書

件名 災害関連資料共有システム構築業務委託  
発注者 仙台市まちづくり政策局長（防災環境都市推進室）  
作成日 令和4年6月7日

番号	質問事項	回答事項
1	<p>仕様書 4.7.1 クラウドサービスに、「6 契約終了時において、クラウドサービスに保存したデータの消去を、NIST-SP800-88、又は DoD5220-22M の規格に準拠した方法にて行い、そのことについて消去証明書を提出できること。」とございます。</p> <p>この要件は、契約終了時に構築したシステムの関連データを消去したという内容の消去証明書を契約クラウド業者からの正式の証明書のご提出が必須となりますでしょうか。</p> <p>質問の意図は「契約終了時」というタイミングについての確認となり、クラウドの契約終了を進める中で、実質的にはまだ契約中での状態で発行という形でもよろしいでしょうか？</p>	<p>消去証明書については、本業務の受注者からの提出を求めるものであり、クラウドサービス提供事業者からの提出は不要であることから、クラウドサービス契約中の状態でも構いません。</p>
2	<p>仕様書 4.7.1 クラウドサービスに、「6 契約終了時において、クラウドサービスに保存したデータの消去を、NIST-SP800-88、又は DoD5220-22M の規格に準拠した方法にて行い、そのことについて消去証明書を提出できること。」とございます。</p> <p>こちらですが、今回のシステムで使うシステムやデータ領域（OS 領域を除く意味）のディスクのみ消去が必要で、OS 領域部分是对応不要という解釈でもよろしいでしょうか？</p> <p>つまり、OS 領域のディスクとシステム領域のディスクの2つのディスクをクラウド上で構築し、システム領域のみ消去証明書を発行する形でもよろしいでしょうか？</p>	<p>本業務において構築する範囲（少なくともアプリケーションおよびデータ領域）について消去対応をお願いいたします。</p> <p>OS 領域について、クラウドサービス側で提供・整備される場合などについては、消去対応不要とします。</p>

番号	質問事項	回答事項
3	<p>仕様書 4.7.1 クラウドサービスに、「6 契約終了時において、クラウドサービスに保存したデータの消去を、NIST-SP800-88、又は DoD5220-22M の規格に準拠した方法にて行い、そのことについて消去証明書を提出できること。」とございます。</p> <p>上記項目 2 の形が了承される場合、証明書の発行業者はクラウド事業者ではなく、作業実施業者でよろしいでしょうか。</p>	上記 1 のとおり、消去証明書は本業務の受注者から提出を求めるものです。

担当：仙台市防災環境都市推進室

震災メモリアル事業グループ 大場

電話：022-214-1117